

資産管理・運用規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人てんかん治療研究振興財団（以下「当財団」という）定款第8条第一項に基づき、資産管理運用規程を定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(財産の種類)

第2条 当財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、定款第4条第1項各号に掲げる公益目的事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 当財団が、公益財団法人の設立登記を行ったときの財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 流動資産

(2) 固定資産

① 特定資産

ア 事業運営資産

イ てんかんの治療研究に対する助成・表彰の事業資産

② その他固定資産

(基本財産の維持及び処分等)

第3条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会においての承認を得なければならない。

(公益事業基金資産の種類と目的)

第4条 公益事業基金資産の種類と目的は、以下のとおりとする。

(1) 事業運営資産

公益目的事業のうち「てんかんに関する分野の研究に対する助成・表彰事業」に使用する。

(2) てんかんの治療研究に対する助成・表彰の事業資産

公益目的事業のうち「てんかんの治療研究に対する助成・表彰の事業」に

使用する。

(公益事業基金資産の設定及び取崩し等)

第5条 公益事業基金資産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 前条各号に掲げる資産として寄付された財産

(2) 理事会で前条各号に掲げる資産に繰り入れることを決議した財産

2 前条第1号の公益事業基金資産は、その運用益を当該各事業に使用する。

なお、当財団の事業遂行上やむを得ない場合に限り、理事会の決議により元本の一部又は全部を取崩すことができる。

3 前条第2号のてんかんの治療研究に対する助成・表彰の事業資産は、その元本から生じた運用益を積み立て、交付者の定めた用途に従って使用するものとする。

(資産運用責任者)

第6条 資産運用責任者は、理事長が指名する。

(基本財産の運用方針)

第7条 基本財産は元本返済が確実な方法で運用を行う。

(運用対象)

第8条 基本財産は、銀行等の定期預金、信託会社への信託、又は国債、公債の購入等の安全確実な方法で運用しなければならない。

2 その他の財産のうち特定資産は銀行等の定期預金、信託会社への信託又は国債、公債の購入等の安全確実な方法で運用しなければならない。

(運用手続)

第9条 資産運用責任者は、運用に当たっては、あらかじめ理事長の決裁をうけなければならない。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日以降、理事会

の決議の日（平成22年11月30日）から施行する。